

グリーンシート銘柄の新規指定に関する考え方について

平成 27 年 3 月 17 日
日本証券業協会

ご高承のとおり、平成 26 年 6 月 17 日に取りまとめられた「非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ」報告書（以下、「報告書」という。）の内容等を踏まえた自主規制規則案を本年 2 月 27 日に公表したところである。

当該規則案において、現行のグリーンシート銘柄制度は、経過措置期間を経て、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止することとされており、経過措置期間においては、グリーンシート銘柄及びその取扱会員等としての新規指定を行わないとともに、グリーンシート銘柄の取扱会員等は、制度の廃止及び制度廃止に伴う影響について、発行者及び投資者をはじめとする制度の参加者に混乱を生じさせないための実効的な対応が求められているところである。

このように、経過措置期間は、円滑に制度廃止に向かうための対応を行うための期間であり、このことは既に報告書が取りまとめられ、規則案が公表された現時点においても同様であり、グリーンシート銘柄及びその取扱会員等としての新規指定を行うことは、現時点においても適切ではない。従って、グリーンシート銘柄及びその取扱会員等としての新規指定に係る届出については、受理しないこととすべきである。

この点について、誤解に起因して制度運用上の混乱が生じることを避けるため、ここで確認することとする。

以 上